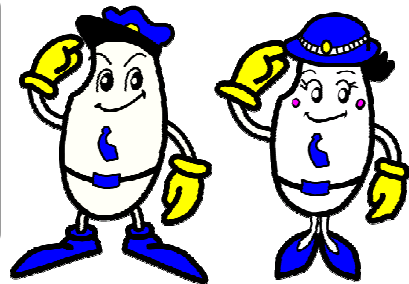


新潟県暴力団排除条例 勧告事例

新潟県暴力団排除条例に基づき、暴力団員に対する利益供与違反として新潟県公安委員会が勧告した事例です。

< 1 例目 > 平成 23 年 9 月

新潟県公安委員会は、飲食店経営者 A が行う事業に関し、暴力団の会合と知りながらその場所を提供し暴力団の活動を助長したとして、同 A とその場所の提供を受けたとして会合の主催者である稲川会系暴力団組長 B に対し、それぞれ勧告した。



< 2 例目 > 平成 24 年 9 月

新潟県公安委員会は、造園業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、山口組系暴力団員 B から門松の注文を受け販売したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。

< 3 例目 > 平成 25 年 2 月

新潟県公安委員会は、造園業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、極東会系暴力団員 B から門松の注文を受け販売したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。



< 4 例目 > 平成 25 年 2 月

新潟県公安委員会は、飲食店経営者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、極東会系暴力団員 B から門松を購入したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。

< 5 例目 > 平成 26 年 6 月

- (1) 新潟県公安委員会は、生花業経営者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、山口組系暴力団組長 B が行う門松販売代金の入金目的として普通預金口座を開設し、門松購入事業者に代金を入金させた上、出金して手渡すなどの役務を供与したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。
- (2) 新潟県公安委員会は、造園業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、元山口組系暴力団員 B を介し、山口組系暴力団組長 C から門松の注文を受け販売したとして、同 A とその供与を受けた同 B 及び同 C に対し、それぞれ勧告した。

< 6 例目 > 平成 27 年 5 月

新潟県公安委員会は、風俗店経営者 A が行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、山口組系暴力団組長 B に対して、現金を供与したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。

< 7 例目 > 平成 27 年 5 月

新潟県公安委員会は、風俗店経営者 A 及び B の行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、山口組系暴力団幹部 C に対して、現金を供与したとして、同 A 及び B とその供与を受けた同 C に対し、それぞれ勧告した。

< 8 例目 > 平成 27 年 9 月

新潟県公安委員会は、海産物卸業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、極東会系暴力団幹部 B から海産物を購入して現金を供与したとして、同 A とその供与を受けた暴力団幹部 B に対し、それぞれ勧告した。

<9 例目> 平成 28 年 5 月

新潟県公安委員会は、海産物販売業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、稲川会系暴力団組長 E に海産物を販売したとし、また飲食業者 B、農園経営者 C、建設業者 D がそれぞれの事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、同 E から海産物を購入して現金を供与したとして、同 A、B、C、D に対し、また、その供与を受けた同 E に対し、それぞれ勧告した。

<10 例目> 平成 29 年 5 月

新潟県公安委員会は、建築業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、六代目山口組系暴力団組長 B が実質経営する風俗店の内装工事を行うなどの役務を供与したとして、同 A とその供与を受けた同 B に対し、それぞれ勧告した。

<11 例目> 平成 30 年 6 月

新潟県公安委員会は、衣料等販売業者 A 及び飲食店経営者 B が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、六代目山口組系暴力団組員 C からだるま及び熊手を購入したとして、同 A 及び B とその供与を受けた同 C に対し、それぞれ勧告した。

<12 例目> 令和 4 年 1 月

新潟県公安委員会は、建築業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、六代目山口組系暴力団事務所の増築工事などの役務を提供したとして、同 A とその供与を受けた暴力団組長 B に対し、それぞれ勧告した。

<13 例目> 令和 4 年 9 月

新潟県公安委員会は、建築業者 A が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、六代目山口組系暴力団組員に現金を供与したとして、同 A とその供与を受けた暴力団組員 B に対し、それぞれ勧告した。

<14 例目> 令和6年3月

新潟県公安委員会は、12業者がそれぞれの行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、極東会系暴力団員から、明太子又は熊手を購入したとして、12業者とその利益を受けた同組員に対し、それぞれ勧告した。

また、食品販売業者が行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになると知りながら、同組員に対し、明太子を販売したとして、同業者とその利益を受けた同組員に対し、それぞれ勧告した。